

福井県報

第 144 号
令和 3 年
5月11日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

○福井県立恐竜博物館観覧料の徴収事務委託(二二四・恐竜博物館)……………二二

※災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度の一部改正(二二五・地域福祉課……………二二)

○土地改良事業の計画変更の適当の決定および関係書類の縦覧(二二六・農村振興……………二二)

課

○漁船保険義務加入の同意成立の届出(二二七～二二九・水産課)……………二二

○土地改良区の定款変更の認可(二三三・坂井農林総合事務所)……………二三

○土地改良区の定款変更の認可(二三四・丹南農林総合事務所)……………二三

○土地改良区の定款変更の認可(二三五・嶺南振興局)……………二三

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(統計……………三

情報課)……………三

○土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………三五

○土地改良区の役員の就任(同)……………三五

○土地改良区の役員の退任(五件・坂井農林総合事務所)……………三五

○土地改良区の役員の就任(九件・同)……………三五

○基本測量の終了(土木管理課)……………三七

○公共測量の終了(同)……………三七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決……………三〇

定(警察本部会計課)……………三〇

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった政治団体の……………三〇

名称等の公表(三三二)……………三〇

○政治団体の設立の届出(三三三)……………三一

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(三四)……………三一

○政治団体の解散の届出(三五)……………三一

○令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(三六)……………三一

○福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………三三

の訂正(三七)……………三三

○個人演説会等の施設の指定の取消しについて(三八)……………三四

監査委員告示……………三四

○監査の結果に基づく措置報告(七)……………三四

○令和二年度包括外部監査の結果報告書(八)……………三〇

公安委員会告示……………三〇

○警備員指導教育責任者講習の実施(五三・生活安全企画課)……………二〇

告示

福井県告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成12年福井県条例第29号）第5条の観覧料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
株式会社コーワ
代表取締役 嶋崎育子
福井県福井市三尾野町第29号2番地12
- 2 委託事務の内容
野外恐竜博物館受付における観覧料の徴収事務
- 3 委託期間
令和3年4月22日から令和3年10月31日まで
- 4 徴収の方法
観覧券の交付による。

福井県告示第225号

災害救助法施行細則に規定する実費弁償の程度（平成30年福井県告示第308号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

表医師および歯科医師の項中「22. 9000円」を「23. 0000円」に改め、同表薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および歯科衛生士の項中「14. 600円」を「14. 7000円」に改め、同表保健師、助産師、看護師および准看護師の項中「14. 7000円」を「14. 8000円」に改め、同表土木技術者および建築技術者の項中「15. 6000円」を「15. 5000円」に改め、同表大工の項中「20. 9000円」を「21. 3000円」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月11日から施行する。

福井県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条

第1項の規定に基づき、高橋用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
変更定款の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年5月11日から令和3年6月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
坂井市産業政策部農業振興課
永平寺町農林課

福井県告示第227号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたと、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

大島加入区

福井県告示第228号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたと、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

福井市加入区

福井県告示第229号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出

を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

敦賀市加入区

福井県告示第230号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

三国町加入区

福井県告示第231号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

三国港加入区

福井県告示第232号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

越廼加入区

福井県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
芦原土地改良区	令和3年4月22日

芦原北郷土地改良区	令和3年4月22日
新郷下番土地改良区	令和3年4月22日
春江町土地改良区	令和3年4月22日
竹田川南部土地改良区	令和3年4月22日
高間川土地改良区	令和3年4月22日
坪江剣岳土地改良区	令和3年4月22日
細呂木北部土地改良区	令和3年4月22日

福井県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
四ヶ浦小樽土地改良区	令和3年4月23日
福井朝日土地改良区	令和3年4月23日
福井織田土地改良区	令和3年4月23日

福井県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
高浜土地改良区	令和3年4月26日

公 知

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称および数量

福井県行政情報ネットワーク 回線接続サービス提供業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和3年6月30日から令和8年12月31日まで（長期継続契約）
この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者）にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和3年5月11日（火）9時から令和3年6月3日（木）17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和3年6月21日（月）9時から令和3年6月22日（火）16時まで

(3) 開札日時

令和3年6月23日（水）10時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金
額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに
この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部統計情報課ICT戦略室

電話 0776-20-0267

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および
通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2
項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係
を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと
ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領
の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲
げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等に
よる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Fukui Prefecture Administrative information network providing line service

(2) Date, time of bidding

9:00A.M. 21th June 2021 - 4:00P.M. 22th June 2021

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st December 2026

(4) The place for delivery and contract for notice

Statistics and information division, Department of regional strategy, Fukui
prefectural 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan. Tel 0776-20-
0267

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条
第17項の規定により、次の者が令和3年1月31日に役員を退任した旨の届出があつた
ので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 浅川 健次 福井市小幡町9-3甲

〃 齊藤 光雄 〃 内山梨子町3-6

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条
第17項の規定により、次の者が令和3年3月13日に役員に就任した旨の届出があつた
ので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 堂徳 正昭 福井市小幡町10-69-1

〃 齊藤 芳和 〃 内山梨子町3-3

芦原北潟土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項
の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があつたので、同
条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	長谷川吉弘	あわら市赤尾8-38-2
〃	星田 和成	〃 北潟41-4
〃	竹田 幸男	〃 北潟257-7-3
〃	六佐 勝美	〃 北潟61-1
〃	赤羽 範恭	〃 北潟41-28
〃	長田 耕治	〃 北潟41-30
〃	本多 徹	〃 北潟253-43-1
〃	川端 邦夫	〃 北潟19-5
〃	上木 俊治	〃 北潟28-17-甲
〃	西出 義雄	〃 赤尾8-13
〃	長谷川正芳	〃 赤尾6-5
〃	小番場保弘	〃 二面14-65
〃	富田 茂雄	〃 牛山13-5
〃	北野 芳和	〃 番堂野8-8-1
〃	東根 秀次	〃 波松10-10
〃	毛利 純雄	〃 蓮ヶ浦22-16
〃	中島 祥裕	〃 坂口5-39
監事	辻下 義雄	〃 北潟151-69-2
〃	竹嶋 光典	〃 北潟40-26
〃	奥田 博一	〃 赤尾6-3

新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	高橋 正徳	あわら市中浜32-16
〃	北嶋 彰喜	〃 下番32-57-1
〃	浅岡威佐雄	坂井市三国町藤沢12-1
〃	内田 幸憲	あわら市玉木2-21
〃	吉江 孝行	〃 河間15-6
〃	杉本 秀夫	〃 宮前6-14-1
〃	篠崎 一男	〃 北本堂14-20

〃	小木 彰	〃 角屋6-30-2
〃	山崎 真一	〃 中浜32-2
〃	三上一郎	〃 下番8-17-1
〃	中垣内良夫	坂井市三国町玉江23-1
〃	小島 弘	〃 三国町野中2-9
〃	奥田 俊秋	〃 三国町西今市17-33
監事	森川 浩一	あわら市中浜36-3
〃	土田 市郎	〃 下番32-2-1
〃	利根 秀秋	坂井市三国町野中2-5

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	西端 勲	坂井市春江町中庄21-11
〃	橋本 充雄	〃 沖布目15-16
〃	伊藤 香治	〃 安沢18-18
〃	青柳 裕勸	〃 東太郎丸9-29
〃	西澤 毅	〃 正蓮花4-42
〃	坪内 範夫	〃 千歩寺10-66
〃	坪田政右門	〃 江留中33-20
〃	小林 忠邦	〃 西長田23-40-1
〃	野坂 康雄	〃 上小森21-18
〃	黒川 伸孝	〃 石塚54-29
〃	堀川 清治	〃 藤鷲塚27-1-1
〃	石川 敏郎	〃 坂井町木部新保73-28-乙
〃	八杉 英治	〃 春江町針原32-32
〃	木下 修	〃 大牧18-16-2
〃	松浦佐太雄	〃 田端26-20
〃	高山 喜二	〃 中筋26-30
〃	杉本 弘一	〃 辻6-29
〃	岡部 恭典	〃 井向21-26
監事	末永 慶一	〃 姫王11-23-甲
〃	駒田 亮治	〃 沖布目6-6
〃	高山 博光	〃 西太郎丸17-67

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	嶋田 明良	坂井市丸岡町上久米田29-9
〃	下口五十二	〃 上安田19-2-1
〃	奥村 光男	〃 吉政36-2-甲
〃	高屋幸一郎	〃 豊原1-1
〃	前田 彰夫	〃 為安1-22-1
〃	大崎 武久	〃 下久米田15-4
〃	松原 久信	〃 牛ヶ島6-38
〃	末廣 秀夫	〃 末政5-76
〃	石尾 秀行	〃 油為頭8-8
〃	北川 秀信	〃 大森13-23
〃	山口 浩	〃 下安田11-2
〃	朝日千代治	〃 四ツ柳14-14
〃	大西 雄幸	〃 熊堂1-153
〃	大崎 辰巳	〃 北横地42-18
〃	斎藤幸之衛	〃 舟寄89-3-2
〃	石田 茂男	〃 舟寄91-2
〃	山本日出夫	〃 一本田23-4
〃	平木 兼男	〃 八ツ口6-30-6
〃	岡崎 敏夫	〃 一本田福所24-11-1
〃	田崎 盛一	〃 小黒52-2
〃	林 哲夫	〃 伏屋11-13
〃	南 則夫	〃 長畝53-19
〃	上田 一行	〃 女形谷40-26
〃	奥野 哲也	〃 女女31-13
〃	尾嶋 清治	〃 兼兼13-12
〃	西尾 正二	〃 舟寄53-9
監事	中田 正弘	〃 儀間12-10
〃	前田 幸雄	〃 反保3-51
〃	西出 幹男	〃 女形谷39-25

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	酒井新一郎	あわら市柿原25-84
〃	嶋崎 光士	〃 指中46-7
〃	坂本 忠行	〃 蓮ヶ浦21-19
〃	幸川 興一	〃 滝22-5
〃	西郡 善治	〃 滝36-55
〃	藤田 幸久	〃 柿原42-33
〃	久保田達男	〃 蓮ヶ浦57-56
〃	木村 雅宏	〃 蓮ヶ浦20-8
〃	杉田 和夫	〃 蓮ヶ浦29-7
〃	飯塚 寛登	〃 細呂木25-6
〃	服部 功	〃 細呂木30-3
〃	清水 義和	〃 橋屋25-35
〃	高井 広敏	〃 樋山22-7-甲
〃	酒本 勝	〃 指中34-43
〃	伊藤 和弘	〃 指中16-16
〃	小坂 勇吉	〃 沢17-48
監事	丸谷 浩二	〃 細呂木26-24
〃	杉田 範和	〃 蓮ヶ浦57-5
〃	細川 雅	〃 指中34-38

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	中嶋 隆愛	あわら市伊井35-30

芦原北潟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	星田 和成	北潟41-4
〃	長谷川正芳	赤尾6-5
〃	上木 俊治	北潟28-17-甲
〃	六佐 勝美	北潟61-1
〃	赤羽 範恭	北潟41-28
〃	長田 耕治	北潟41-30
〃	戸田 浩	北潟25-13-乙
〃	本多 徹	北潟253-43-1
〃	西出 義雄	赤尾8-13
〃	長谷川昭治	赤尾8-32-1
〃	小番場保弘	二面14-65
〃	富田 茂雄	牛山13-5
〃	北野 芳和	番堂野8-8-1
〃	高橋政三郎	波松10-3
〃	毛利 純雄	蓮ヶ浦22-16
〃	中島 祥裕	坂口5-39
監事	竹嶋 光典	北潟40-26
〃	川端 邦夫	北潟19-5
〃	森川 惣暢	赤尾8-2
〃	三上 和美	谷畠21-25

新郷下番土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	山崎 真一	あわら市中浜32-2
〃	北嶋 彰喜	下番32-57-1
〃	横田 善治	坂井市三国町野中2-13
〃	土田 市郎	あわら市下番32-2-1
〃	石黒 勝實	玉木2-12
〃	小島 道隆	河間13-4
〃	杉本 秀夫	宮前6-14-1

〃 篠崎 勇次

〃 北本堂14-24

〃 小木 彰

〃 角屋6-30-2

〃 小嶋 範久

〃 中浜32-24

〃 篠崎 純一

〃 坂井市三国町藤沢12-4

〃 中垣内良夫

〃 三国町玉江23-1

〃 奥田 金一

〃 三国町西今市17-18

監事 石黒 裕一

〃 あわら市玉木2-17

〃 敷野 弥平

〃 公文4-4

〃 崎田 俊和

〃 坂井市三国町藤沢6-13

〃 有房 榮嗣

〃 あわら市沢23-6

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	橋本 充雄	坂井市春江町沖布目15-16
〃	伊藤 香治	〃 安沢18-18
〃	野坂 康雄	〃 上小森21-18
〃	細川弥之榮	〃 正善8-26-甲
〃	堀川 清治	〃 藤藪塚27-1-1
〃	坪田 信次	〃 千歩寺9-11
〃	佐藤 憲行	〃 中庄35-23
〃	原田 幸治	〃 本堂3-11
〃	小林 利則	〃 西長田23-27
〃	高間 修治	〃 大牧11-38-2
〃	黒川 規夫	〃 石塚54-74
〃	八杉 英治	〃 針原32-32
〃	吉川 孝臣	〃 坂井町木部新保73-48
〃	高山 喜二	〃 春江町中筋26-30
〃	杉本 弘一	〃 辻6-29
〃	岡部 恭典	〃 井向21-26
〃	渡邊 雅彦	〃 正蓮花16-15
〃	庄納 俊明	〃 西太郎丸9-7-1
監事	末永 慶一	〃 姫王11-23-甲
〃	田中 清隆	〃 沖布目14-30

〃 上野 昌宣 〃 〃 金剛寺8-43
〃 西川 仁文 〃 〃 丸岡町女形谷39-26

丸岡町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	下口五十二	坂井市丸岡町上安田19-2-1
〃	末廣 秀夫	〃 末政5-76
〃	山本日出夫	〃 一本田23-4
〃	高屋幸一郎	〃 豊原1-1
〃	水崎 亮博	〃 堀水11-34
〃	西尾 正二	〃 舟寄53-9
〃	喜多喜代志	〃 宇田4-20
〃	藤澤 昭勝	〃 高田1-22
〃	石田 茂男	〃 舟寄91-2
〃	奥村 芳雄	〃 赤坂8-8
〃	土肥 広規	〃 上金屋12-11
〃	河田 恒男	〃 儀間17-9
〃	藤出 勝彦	〃 長畝44-14-1
〃	井関 幹男	〃 寄永2-4
〃	中村 成男	〃 羽崎14-10-2
〃	柳沢 栄	〃 北横地42-6
〃	山口 浩	〃 下安田11-2
〃	藤田 善夫	〃 坪ノ内13-14
〃	柳原眞木衛	〃 舟寄88-20
〃	西川 修	〃 今福14-25
〃	南出 繁和	〃 板倉31-29
〃	田崎 盛一	〃 小黒52-2
〃	西川 仁文	〃 女形谷39-26
〃	加納 邦浩	〃 高柳11-15
〃	山川 幸博	〃 高瀬7-14
〃	山田 一行	〃 女形谷40-26
監事	上田 敏夫	〃 一本田福所24-11-1
〃	岡崎 敬司	〃 吉田郡永平寺町松岡樋爪2-17

〃 小西 郁生 坂井市丸岡町安田新18-19
〃 末永 慶一 〃 〃 姫王11-23

竹田川南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	山口浩一郎	あわら市熊坂75-21

高間川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	竹嶋 光典	あわら市北潟40-26

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	酒井新一郎	あわら市柿原25-84
〃	嶋崎 光士	〃 指中46-7
〃	坂本 忠行	〃 蓮ヶ浦21-19
〃	坂東 治	〃 滝36-8
〃	西郡 善治	〃 滝36-55
〃	藤田 幸久	〃 柿原42-33
〃	堀井 柳一	〃 坂口4-20
〃	木村 雅宏	〃 蓮ヶ浦20-8
〃	杉田 和夫	〃 蓮ヶ浦29-7
〃	飯塚 寛登	〃 細呂木25-6
〃	服部 功	〃 細呂木30-3
〃	清水 義和	〃 橋屋25-35

〃	山口 光治	〃	樋山 25-71
〃	酒本 勝	〃	指中 34-43
〃	伊藤 和弘	〃	指中 16-16
〃	小坂 勇吉	〃	沢 17-48
監事	有房 榮嗣	〃	沢 23-6
〃	坂本 修	〃	滝 46-8
〃	丸谷 浩二	〃	細呂木 26-24
〃	中橋 憲治	〃	田中々々 32-4

坪江、靱岳土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
監事 石黒 裕一 あわら市玉木2-17

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和3年4月16日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
 - 2 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
 - 3 作業の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 作業の地域
福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和3年4月20日に福井地方方法務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 3 作業の期間
令和2年9月15日から令和3年2月20日まで
- 4 作業の地域
勝山市本町一丁目、二丁目（一部）、栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
警察庁含清掃業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和3年3月26日
 - 4 落札者の名称および所在地
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
 - 5 落札金額
39,045,600円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年2月12日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第32号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示

する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山本あつし後援会	山本 篤	山本 篤	あわら市大溝2丁目16-12

福井県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年3月22日	倉谷明後援会	福井 茂義	河原 武教	三方上中郡若狭町上野木46-21
令和3年3月30日	西村つよし後援会	小林 庄一	宮本 哲男	三方上中郡若狭町熊川34-17
令和3年4月7日	島田俊哉後援会	角谷 雅和	島田 俊哉	あわら市二面5-705

福井県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年2月2日	福井の教育を考える会	毛利 康幸	主たる事務所の所在地	福井市石盛3-511	福井市石盛町35-1

令和2年 4月1日	中西あきおを育てる会	堀内 幸路	会計責任者	中西 由美	是広 憲一
令和2年 4月1日	細川かをり後援会	中澤 和彦	代表者	中澤 和彦	平谷 弘子
令和2年 4月1日	福井県木材産業政治連盟	谷崎 信雄	主たる事務所の所在地	福井市合島町3-1	福井市羽水3-110
令和2年 5月20日	自由民主党福井県旅客自動車支部	矢崎 孝明	会計責任者	長谷川 義二	勝木 巡
令和2年 10月3日	渡辺ひであきを育てる会	森下 裕	主たる事務所の所在地	三方上中郡若狭町能登野36-5-1	三方上中郡若狭町成願寺10-2
			会計責任者	塚原 利夫	蓮本 直樹
令和3年 3月22日	高木つよし高浜町後援会	磯部 武史	主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町鎌倉16-3	大飯郡高浜町事代3-9-8
			代表者	磯部 武史	藤本 誠
令和3年 3月24日	自由民主党あわら市支部	笹岡 一彦	会計責任者	井ノ元 康夫	磯部 武史
令和3年 3月29日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	主たる事務所の所在地	鯖江市礼町20-3	福井市宝永4-9-14商工連ビル内
令和3年 4月1日	自由民主党福井県港湾支部	関 剛摩	会計責任者	大谷 喜孝	石橋 徹郎
令和3年 4月1日	自由民主党福井県郵政政治連盟支部	宇野 憲二	主たる事務所の所在地	三方上中郡若狭町三方34-22	福井市浜住町2-85
			代表者	宇野 憲二	上田 彦哉

福井県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
-------	---------	--------

令和2年12月31日	濱田守好後援会	山本 芳春
令和3年3月25日	さくまひろし後援会	大北 昌之
令和3年3月28日	若狭の明日を拓く会	武田 敏孝

福井県選挙管理委員会告示第36号

令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和2年福井県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕の大森てつお後援会の項中

「政治活動費

組織活動費

「政治活動費

組織活動費

選挙関係費

改め、松田泰典川西地区後援会の項中

「1 収入総額

前年繰越額

本年収入額

2 支出総額の繰越額

3 翌年への収入の内訳

4 本年収入の内訳

寄附

〔うち寄附のあつせんによるもの〕

政治団体の収入

その他の収入

その一件十万円未満のもの

「1 収入総額 1,327,159

前年繰越額 127,157

本年収入額 1,200,002

2 支出総額の繰越額 953,552

3 翌年への収入の内訳 373,607

4 本年収入の内訳

寄附 1,200,000

〔うち寄附のあつせんによるもの〕 0

政治団体の収入 1,200,000

その他の収入 2

その一件十万円未満のもの 2

改める。

福井県選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月7日執行の福井県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和元年福井県選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように訂正する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

大森哲男の選挙運動に関する収支報告書要旨（第1回報告分）の「3 報告書の要旨」

のうち

「期間 平成31年3月29日から第1回

「期間 平成31年3月22日から第1回

「（氏名 団体名）（職業）（寄附額）を

「（氏名 団体名）（職業）（寄附額）を

「（氏名 団体名）（職業）（寄附額）を

福井市商店街政策政治団体に、

懇話会 50,000円

「今回計 1,600,000」を

「今回計 1,650,000」に、

「総計 1,600,000」を

「総計

「総計」	1,650,000	」に
改め、大森哲男の選挙運動に関する収支報告書要旨(第2回報告分)の「3 報告書の要旨」のうち		
「前回計」	1,600,000	」を
「前回計」	1,650,000	」に、
「総計」	2,100,000	」を
「総計」	2,150,000	」に
改め、大森哲男の選挙運動に関する収支報告書要旨(第3回報告分)の「3 報告書の要旨」のうち		
「前回計」	2,100,000	」を
「前回計」	2,150,000	」に、
「総計」	2,454,000	」を
「総計」	2,504,000	」に
改める。		

福井県選挙管理委員会告示第38号

福井市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名 称	施設の所在地	取消年月日
福井市研修センター	福井市文京6-8-18	令和3年4月1日
福井市文化会館	福井市春山2-7-1	令和3年4月1日

監査委員告示

福井県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、措置を講じ

た事項について、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

福井県監査委員	力野 豊
同	長田 光広
同	江川 権一
同	伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 総務部

監査対象機関	福井県税事務所
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 県税相談室において現金を領収した際に、納付書兼領収通知書および原符兼払込金受領証を紛失していた。</p> <p>2 県税相談室において収納した現金について、収納金額の集計を誤り、指定金融機関への払込時に差額分について納税用現金を充当し、後日修正していた。</p>
措置の内容	<p>1 納付書兼領収通知書および原符兼払込金受領証については、現金の収納業務を行う職員とは別の職員が取り扱い、他の書類等が混入しないように、全ての県税相談室職員を対象に、新たに窓口業務研修会を開催し、マニュアル遵守の徹底を指導した。</p> <p>2 収納した現金額の確認については、必ず複数の職員で行うとともに、公金の出納に携わる職員としての自覚の向上および適正な県税収納事務の徹底を指導し、再発防止に努めた。</p>

2 地域戦略部

監査対象機関	嶺南振興局(若狭)
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 公用車の事故(物損1件)および損傷により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 122,406円 修繕費 135,130円、96,459円)</p>
措置の内容	<p>1 交通法規を遵守するとともに、交差点進入時や駐車時における周囲確認など、常に細心の注意を払い安全運転に努めるよう職場連絡会議や各所属長を通じて全職員に周知徹底した。</p>

監査対象機関	生活学習館
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 自動販売機設置場所貸付料の測定が著しく遅れていた。</p>
措置の内容	<p>1 歳入測定・収納のチェックリストを作成して、所属長、出納員、会計員等複数人により厳格にチェックすることを相互に確認した。</p>

3 交流文化部

監査対象機関	恐竜博物館
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 前回監査において指導された公有財産等定期報告における重要物品の数量および金額の誤りについて、是正していなかった。</p> <p>2 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 126,360円)</p>
措置の内容	<p>1 指摘された誤りについては、関係課に速やかに協議し、是正措置について指示を受け、次年度報告で修正するとともに、再発防止のため、報告時には複数職員で再度確認し、正確を期すこととした。</p> <p>2 全職員に対して、パソコンをはじめとする事務機器の取扱いについて、細心の注意を払うよう周知徹底した。</p>

監査対象機関	美術館
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 旅費の全部または一部に相当すると認められる額が、旅費以外の県の歳出予算科目から支出される場合には、その額に相当する額の旅費は支給しないこととなっているが、昨年度に引き続き、情報交換会経費を公費負担した場合において、旅費の減額調整を行わなかったため、2件3,900円の過大支出となっていた。</p>
措置の内容	<p>1 過大支出された過年度分の旅費については、速やかに是正処理を行った。旅費の全部または一部に相当すると認められる事例を職員間で再度確認するとともに、今後は復命書により情報交換会の内容(経費の額等)を複数職員でチェックする体制に改めた。</p>

4 産業労働部

監査対象機関	福井産業技術専門学院
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録する際に金額を誤っていた。また、公有財産等定期報告も誤っていた。</p>
措置の内容	<p>1 備品を取得する場合は、物品購入調査決裁時に支出書類等との突合を複数人数で行うことを徹底した。 また、公有財産等定期報告時にも再度、同様の確認を行い、再発の防止に努めることを徹底した。</p>

5 農林水産部

監 査 対 象 機 関	丹南農林総合事務所
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	1 公用車の事故(人身1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 1,461,071円)
措 置 の 内 容	1 全職員に対して、安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう所属長から注意喚起を行った。 また、警察署の交通課長を講師とした交通安全講習会を2回開催し全職員が受講、さらに越前警察署・越前安全運転管理者協議会主催の「事業所別無事故・無違反コンクール」に全職員を参加者として申込みを行うことにより交通安全意識の向上を図り、事故防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	農業試験場
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	1 戻入処理すべき当該年度支出に係るトワット・キュウリサミット参加費の返還金について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。
措 置 の 内 容	1 前金私の支出において返還金が生じた場合は、戻入処理すること(歳入処理ではないこと)を複数職員で再確認した。

6 土木部

監 査 対 象 機 関	福井土木事務所
監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和3年3月9日
監 査 の 結 果	1 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 486,000円 修繕費 99,869円) 2 道路占用料について、調定が著しく遅れているものがあった。 3 昨年度に引き続き、県証紙および収入印紙について、郵便切手類出納簿への登記を行っていなかった。 4 電話交換設備保守委託において、電話設備の更新を行ったにもかかわらず、新たな契約を締結せずに旧機器の保守契約に基づき保守を行っていた。

措 置 の 内 容	1 自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう日々職員に対して注意喚起し、職員の安全運転の意識向上を図った。 また、福井警察署交通課の指導の下、交通安全講習会を実施し、全職員に受講させるとともに、所内定例会においても安全運転の励行を繰り返し呼びかける等、交通事故の防止に努めた。 2 道路台帳を再整理し、複数名で調定業務を行う等、再発防止策を講じた。 3 県証紙や収入印紙も郵便切手同様、現金等と取扱いが同等であり、即日使用する場合も郵便切手類出納簿への登記を行うことを徹底するとともに、物品明細での再確認を行うなど再発防止策を講じた。 4 設備等の更新時には、保守契約をはじめ関連する契約内容に細目を生じる箇所がないかをあらかじめ確認する必要があることを周知徹底した。
-----------	--

監査対象機関	三国土木事務所
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、道路占用料について、誤って測定し還付したため、還付加算金3,723円が発生していた。</p> <p>2 道路占用料および河川占用料について、測定が著しく遅れているものがあつた。</p> <p>3 昨年度に引き続き、工事に関する契約において、契約期間を延長したにもかかわらず、履行保証内容変更契約が遅れたため、保証が適用されない期間が生じていた。</p>
措置の内容	<p>1 占用料算定において、管理用地課の道路占用・河川占用担当者によるクロスチェックの徹底を図るとともに、占用料に係る単価や数量の根拠資料を起算文書に添付、計算過程を明示し、関係課の複数職員での確認を強化する。</p> <p>2 大口占用者との占用案件の確認を定期的に行い、占用に係る変更・修正漏れが生じないよう徹底を図る。</p> <p>3 各事業課において工期末1か月前に工期延長の有無について確認を徹底するとともに、総務課から保証契約を各課に通知し、工期延長手続にあわせて保証契約延長を行うよう受注者に徹底を図る。</p>
監査対象機関	奥越土木事務所
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、工事に関する契約において、契約期間を延長したにもかかわらず、履行保証内容変更契約が遅れたため、保証が適用されない期間が生じていた。</p>
措置の内容	<p>1 経理担当職員、総務グループリーダーが、再度、契約締結や履行保証の重要性について財務規則等を基に研修を行った。 経理担当者が、当初契約の時に履行保証書のコピーなどを工事監督職員に渡し、変更執行の決裁時に、総務課の複数職員で再度、契約保証の内容を確認することとした。 変更執行を工期が終了する2週間前に起算決裁することとし、契約期間に遅れないよう変更契約することを徹底した。</p>

監査対象機関	嶺南振興局牧野港湾事務所
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、収入印紙について、郵便切手類出納簿への登記を行っていなかった。</p>
措置の内容	<p>1 登記されていなかった収入印紙については登記を行った。 今後は、収入印紙の購入および消費後ただちに郵便切手類出納簿の登記を行い、その際は複数職員で財務会計システムの画面を確認し、その後出力することとした。 また、支払時に郵便切手類出納簿を支出命令書と同時に決裁することにより、複数職員での確認を徹底している。</p>

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	図書館
監査結果 報告年月日	令和3年3月9日
監査の結果	<p>1 昨年度に引き続き、歳入徴収業務委託契約において、契約締結後の公告を行っていなかった。</p> <p>2 大判インクジェットプリンターの購入において、5年間の出張保守料金については、長期継続契約を締結すべきところ、物品購入とあわせて一括で支払っていた。</p>
措置の内容	<p>1 歳入徴収業務委託契約においては、支出負担行為書を起算する段階で契約締結後の公告についても、速やかに起算を行うよう徹底する。また、内部監査の所属独自取組としてチェック体制の強化を図る。</p> <p>2 機器類の備品購入契約においては、保守に係る取扱いについて、複数職員で確認を行うよう徹底する。</p>

監査対象機関	奥越高原青少年自然の家
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 自動販売機設置場所貸付料の測定が著しく遅れていた。 2 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないかった。
措置の内容	1 税率の変更等があったときは、歳入、歳出問わずに影響を及ぼすものを確認し、同様の誤りが起きないようにする。 2 出納員等が確認すべき書類を十分に把握し、今後はより慎重に確認書類のチェックを行うことで誤りを防止する。

監査対象機関	三方青年の家
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 4年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れていた。 2 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないかった。
措置の内容	1 定例的な現金処理について、出納員が全職員に会計研修を実施し、規則等の遵守を徹底した。また、再発防止のため、引き続き、出納員または臨時出納員が開所日の午後2時に金庫内の確認作業を行い、金融機関への払込手続が遅れないよう徹底した。 2 所長・出納員だけでなく、臨時出納員を含め、3人による再照合を徹底した。

監査対象機関	羽水高等学校
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 昨年度に引き続き、新たに取得した備品および工事により取得した備品について、備品台帳に登録していなかった。
措置の内容	1 備品の登記を行うとともに、財務規則における備品の取扱いについて再確認した。また、支出命令書の決裁時に物品購入調書等の添付を必ず行い、備品台帳の登記を複数職員で確認するようにした。

監査対象機関	福井商業高等学校
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 ストーン煙突取付・取外作業において、契約金額に変更があったにもかかわらず、請書の変更を行っていないかった。
措置の内容	1 契約金額の変更の際には、変更請書が必要であることを周知した。決裁時に複数職員でのチェックを行い、適正な執行に努めている。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金、修繕費およびリースカー代の支払が発生していた。 (損害賠償額 43,755円、594,490円 修繕費 90,596円、97,680円 運搬費 19,800円)
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、上司による交通事故再発防止に向けた本人の意識確認および交通事故防止教養を実施したほか、警察車両運転技能認定確認検査を受検させ再発防止を図った。 署員に対しても、毎朝点検時に天候や交通環境等に合わせた運転時の注意事項を繰り返し指示した。また、交通事故防止に係る教養資料のイントラネットへの掲示や、全署員による交通事故防止に向けたレポートの作成等を通じて、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	福井南警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 70,400円、45,085円、30,800円 修繕費 154,968円、91,861円)
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、同乗指導や道路交通法の遵守のための教養等を実施し、再発防止を図った。 また、署員に対しても、交通事故防止に関し、幹部会や毎朝点検等、あらゆる機会を通じて道路交通法や「福井南警察署安全運転6則」の遵守、天候や交通環境等に合わせた具体的な運転方法等の交通事故防止対策等を指示して、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	あわら警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 29,700円)
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、車両運転時における安全確認および注意事項について指導教養し、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、招集日や毎朝点検等あらゆる機会を通じて、交通法規の遵守、環境に応じた運転方法を指示し、交通事故・違反防止意識高揚を目的とした意識付けのための取組を実施するなど適切な運行管理を図っている。

監査対象機関	坂井警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 証紙収納報告がされていなかったものがあり、令和元年度歳入決算額を48,000円過少に計上していた。 2 公用車の事故(物損3件)により、公用車を廃車せざるを得なくなっていた。また、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 56,065円 修繕費 200,574円)
措置の内容	1 事務担当者に対し、申請等があった場合の証紙の取扱いに関する事務手続について、指導・教養を行った。 また、許認可事務を管理するシステムに、新たに証紙の処理状況が確認できる機能が追加されたため、処理状況の入力および複数人による確認を徹底することにより、再発防止を図っている。 2 交通事故を起こした職員に対しては、事故発生原因に応じた運転技能指導・教養を行い、再発防止を図った。 また、署員に対しては、毎朝点検等において具体的な交通事故防止対策の指示を行うとともに、署前駐車場において車両を使用した事故発生時の検証や運転技能教養を行い、交通事故の再発防止を図った。

監査対象機関	鯖江警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 80,234円)
措置の内容	1 事故当事者に対しては、車両乗降時における安全確認および注意事項について指導教養し、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、毎朝点検等の機会を通じて、「鯖江警察署安全運転6則」の遵守、特に後退時における降車誘導の徹底を指示し、意識醸成および交通事故防止を図っている。

監査対象機関	敦賀警察署
監査年月日	令和3年3月9日
監査の結果	1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 204,832円、54,285円)
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、運転技能に関する指導を実施し、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。 また、署員に対しては、交通事故防止に向けた応問の実施や運転技能診断検査員に指定した警察職員による同乗指導を行ったほか公用車は複数人での乗車を原則とするなど、安全運転に対する意識向上を図っている。

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人木村善路から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年5月11日

福井県監査委員 力野 豊
同 長田 光広
同 江川 権一
同 伊藤 和弘

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第53号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年5月11日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間		定員
		新規取得講習	追加取得講習	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務		令和3年7月5日(月)まで	令和3年7月1日(木)から	20名

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下

「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者

オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和3年5月24日(月)から同年6月4日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

a 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 上記3(1)オに該当する者

a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記3(2)アに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(イ) 上記3(2)イに該当する者

a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 資格者証等の写し 1通

(ウ) 上記3(2)ウに該当する者

a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1枚

(エ) 上記3(2)エに該当する者

a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 資格者証等の写し 1枚

(オ) 上記3(2)オに該当する者

a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1枚

(4) 手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書に貼り付けること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

令和三年五月十一日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県